

第17号議案

品川区立家庭あんしんセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

品川区長 濱 野 健

品川区立家庭あんしんセンター条例の一部を改正する条例

品川区立家庭あんしんセンター条例（平成14年品川区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（事業）

第2条 センターは、前条第1項の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ひまわり荘（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条の母子生活支援施設をいう。以下同じ。）の設置および運営に関すること。
- (2) 子どもショートステイ（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の2の10第1項の短期入所生活援助事業をいう。以下同じ。）
- (3) トワイライトステイ（児童福祉法施行規則第1条の3第1項の夜間養護等事業をいう。以下同じ。）
- (4) 育成相談その他の児童に係る相談に関すること。
- (5) 支援を要する子ども家庭への援助に関すること。
- (6) 育児支援ヘルパーの派遣に関すること。

(7) ファミリー・サポート・センター事業（育児に係る地域での相互援助活動に対する支援に関する事業をいう。）

第3条第1項中「法に基づき保護の実施」を「法第23条の規定による母子保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）」に、同条第2項および第3項中「法に基づく」を削る。

第5条の見出し中「子育て支援センター」を「子どもショートステイ等」に改め、同条第1項中「子育て支援センターのショートステイ室またはトワイライトステイ室（以下「ショートステイ室等」という。）」を「子どもショートステイまたはトワイライトステイ（以下「子どもショートステイ等」という。）」に改める。

第6条の見出し中「子育て支援センター」を「子どもショートステイ等」に改め、同条第1項中「ショートステイ室等」を「子どもショートステイ等」に、「次条第5項」を「次条第4項」に改め、同条第2項中「ショートステイ室等」を「子どもショートステイ等」に改める。

第7条第1項中「（ひまわり荘を除く。）」を削り、「まで」の次に「の日（以下「年末年始」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第1号の事業は、年末年始においても行うものとする。

第7条第2項中「の施設（ひまわり荘ならびに子育て支援センターのショートステイ室およびトワイライトステイ室を除く。）」を削り、「午前9時から午後6時まで」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第2条第1号および第2号の事業 午前零時から午後12時まで

(2) 第2条第3号の事業 午後5時から午後10時まで

(3) 第2条第4号から第7号までの事業 午前9時から午後6時まで

第7条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「および第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第11条第2号および第3号中「ショートステイ室等」を「子どもショートステイ等」に改める。

別表名称の欄中「ショートステイ室」を「子どもショートステイ」に、「トワイライトステイ室」を「トワイライトステイ」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(説明) 家庭あんしんセンターにおいて行う事業を明確にするため、規定を整備する必要がある。